

事由コード10 委員会の承認を得た、「組合員活動に必要な物品や人の移動」の自動車事故見舞金

・加入者本人が組合員活動中に起こした車輛事故保障。

保障内容 修理費実費を見舞金として給付。

補足 但し、1申請の保障限度額は5万円。

各委員会の承認を得た、「組合員活動中に必要な物品移動、
計画的労働参加、産地訪問など」に使用した組合員車輛のみ対象とします。

上記活動の行き帰りは含みますが、寄り道した場合は対象外とします。

共同購入品の受取中、組合員活動中の移動の事故は対象外です。



申請に必要な書類

修理費明細書（コピー可）

大きな事故の場合は事故証明書

《申請書》

記入日 年 月 日

グループ名	組合員 NO.	事由発生組合員名（自署）	電話番号
-------	---------	--------------	------

《事由報告》

事故発生日時	年 月 日 時頃		
事故発生場所			
活動の内容 （車輛使用の目的）			
事故発生時の状況	事故原因及び破損状況	事故状況、現場見取り図	
修理費	円		

《請求書》

給付額《上限5万円》 円	組織責任者 確認サイン（自署）	活動組織名
---------------------	--------------------	-------

* 所定事項記入後、郵送・ファックス又は配送職員へ原則として事由発生時から60日以内に提出してください

事務局記入欄 受付日 年 月 日 受付番号 処理日 月 日